

## 八戸卸センター支店長・所長連絡会会則

### (名 称)

第1条 本会は「八戸卸センター支店長・所長連絡会」と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、協同組合八戸総合卸センター(以下組合と表す)内に置かれた支店・営業所等の責任者を対象に、会員間の相互交流による親睦や、会員事業所の事業活動の改善向上を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、親睦交流会の開催。
- (2) 会員事業所の事業活動の改善向上に寄与する講演会、研修会の開催。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- (4) 組合は、上記事業活動に対し、必要に応じ支援する。

### (組 織)

第4条 本会は、組合内に支店、営業所を置く組合員で組織し、会員は各事業所の団地内責任者及び責任者に準じる者をもって構成する。また、組合関連企業の団地内責任者及び責任者に準じる者の参加も認めるものとする。

### (役 員)

第5条 本会には、会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名をおく

- (1) 役員は、会員の中から選任する。
- (2) 会長は本会を代表して会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。
- (4) 理事は、会の運営に参画し、業務にあたる。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### (会 費)

第6条 本会の年会費は、10,000円とする。

### (事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、組合に事務局を置く。

### (その他)

第9条 この会則に定めなきものは、その都度役員会で審議する。

付 則 本会則は、平成25年8月22日より施行する。